

特定研究不正行為の公表

今般、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター（以下「センター」という。）所属の職員が執筆した論文について、センター外部より研究不正の疑いがある旨の告発を受け、センター研究活動不正防止規程（平成26年規程第25号、以下「研究不正防止規程」という。）に基づき研究活動規範委員会（以下「規範委員会」という。）で調査を行いました。その結果、特定研究不正である「盗用」を認定しましたので、厚生労働省へ報告するとともに、以下の通りお知らせします。

ご迷惑をおかけした関係者各位に心よりお詫びいたします。

国立研究開発法人である当センターでこのような事案が生じたこと真摯に反省し、職員に対して研究不正について周知徹底を図るとともに、管理体制を見直し、再発防止に努めてまいります。

令和6年9月25日

国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
理事長 中込 和幸

記

1. 調査体制

以下の6名で構成。

ただし、特性不正行為の疑いがあるため、半数はセンターに属さない外部委員で構成。

- ・規範委員会の委員長
石川 直子 委員長、センター 企画戦略局長
- ・被告発者の所属組織と異なる組織に属する規範委員会の委員
岩坪 威 委員、センター 理事（研究担当） / 神経研究所 所長
- ・当該研究分野若しくは類似の研究分野に携わっている部長
藤井 千代 委員、センター 精神保健研究所 地域精神保健・法制度研究部 部長
- ・科学研究における倫理規範について専門知識を有する外部委員
渡部 克枝 外部委員、国立国際医療研究センター 臨床研究安全管理室 室長
- ・当該研究分野の研究者であって、センター外部委員
宮島 祐 外部委員、東京家政大学 副学長/子ども支援学部 学部長
- ・法律の専門家であって、センター外部委員
長坂 省 外部委員、TMI 総合法律事務所 弁護士

2. 調査期間

令和5年11月14日～令和6年2月27日

3. 調査対象者及び調査対象論文

〈調査対象者〉

堀口 寿広（精神保健研究所 公共精神健康医療研究部 保健福祉連携研究室長 室長）

〈調査対象論文〉

Toshihiro Horiguchi, Tokio Uchiyama, et al., Opinions on Qualifications of Surveyors of Care for Children with Disabilities in Japan. Journal of Intellectual Disability-Diagnosis and Treatment. 2021.9.82-89

4. 調査方法

研究不正防止規程第 13 条に基づき、以下の調査手法で調査を実施しました。

- ・パソコンデータに格納されている電子データ（メールを含む）の精査
- ・被告発者を含む関係者に対するヒアリング（書面含む）

5. 認定した研究不正

〈調査により明らかとなった内容〉

当該職員は、厚生労働科学研究費補助金の研究班に分担研究者として参画していましたが、研究代表者を含めて他の分担研究者の許諾を得ず、かつ、適切な引用を示すことなく研究報告書（分担）に記載された自身及び共同研究者の研究結果を基に論文を執筆しました。また、研究代表者及び他の分担研究者の許諾を得ず、共著者として記載しました。

〈認定した研究不正等〉

以上より、以下の研究不正行為及び不適切な行為を認定しました。

認定した研究不正行為：「盗用」

認定した不適切な行為：「不適切なオーサーシップ」、「自己盗用」

6. 当センターが行う措置

- ① 特定研究不正行為に当たる事案であると認定していることから、規程第 18 条に基づき、研究不正に関与した者の指名及び所属、研究不正の内容につき公表しました。（本文書）
- ② 規程第 14 条第 7 号四項に基づき、特定研究不正を認定した当該論文について、被告発者に対して取下げを勧告しました。
- ③ 当該職員の処分については、職員就業規則に基づき、今後検討する予定です。

7. 特定研究不正の発生要因と再発防止策

〈発生要因〉

当該職員の所属する公共精神健康医療研究部では、部長の交代や不在の時期が続いたことにより、部長から指導・助言を受ける機会が少なく、上司とコミュニケーションを図る機会が乏しい状況でした。また、当該職員の個人的な事情から十分な研究活動を行うことができない期間があり、研究業績が少ないことに対する焦りが生じたことで、共著者の役割の確認や査読は受けるものの、十分な査読がなされているとは言えないと思われ、かつ、主要な論文検索サイトに掲載されていないという当センター職員が投稿するには相応しくないと思われる雑誌への論文投稿を行いました。さらに、このように適切ではない雑誌への投稿であったために共著者への論文投稿の報告を怠ったものと考えられ、結果として共同研究者の研究内容を「盗用」した状態に至りました。

また、センターには研究者が論文を投稿する前に確認すべき事項を定める等のこのような事態を防ぐための対策はありませんでした。

〈再発防止策〉

上記の発生要因を踏まえて、研究活動に関してガバナンスの強化を図るため、以下の対策を行います。

1. センターは「論文投稿前チェックリスト」の作成やセンターに所属する研究者が投稿した雑誌等の適切性を確認する仕組みを構築する。
2. すべての研究者は、論文投稿の際には、センターの作成する「論文投稿前チェックリスト」を参照し、チェックリストの内容について上司より承認を受ける。
3. 上司は部下に対して、積極的にコミュニケーションを図り、指導・助言の充実を図る。

なお、研究不正や不適切な行為を故意に行った者に対しては厳粛に対応する態度を示すことで、研究に係る職員を律し、再発防止に努めてまいります。

以上